

標記工場ノ勞働爭議ニ就テハ既報ノ通りナルガ其後ノ  
経過左記ノ通ニ有之

記

一 経過

(1) 事業主側

依然態度強硬ニシテ七日寄宿女工ハ可成帰郷セシム  
ル事ニ決定シ希望者ハ帰郷セシムル旨揭示セリ

(2) 労働者側

A. 寄宿女工ハ時々寄宿舎中ノ外部ニ近キ場所ニ集合  
メーデー歌ヲ合唱シテ外部罷業団員ト氣勢ヲ合シ  
團員ハ毎日六時内外外部ニ集合シ幹部ヨリ経過  
報告並ニ會社攻撃演説ヲ爲シ結束ヲ鞏メツ、アル

モ態度比較的穩健ナリ

B. 七日別添印刷物約五千枚ヲ工場附近各戸ニ配布セ  
リ

(3) 他団体並所民実像

A. 六日音響所講地十ヶヶ聯合所會堂例會合ニ爭議団  
速水海老澤等出席爭議ノ経緯ヲ説明シタル結果取  
合所會ノ對策ヲ協議スニ至リ多少ノ反對アリシ  
モ労働者側ニ同情アル態度ヲ以テ通告ノ措置ヲ執  
ル事ヲ決定セリ

B. 附近所民ハ労働者ヲ高得意トスル実像上相当同情  
シ爭議団ニ生活必需品ヲ寄贈スルモノアリ

C. 養戸工場工友會(組合同盟系)日本紡績労働組合連